

## 安全と自由のバランス



松田綜合法律事務所  
 保育・幼稚園事業チームリーダー パートナー弁護士  
**岩月 泰 頼**

### 1. 子どもを預かる側の責任が問われる時代

待機児童が社会問題化し、子育てへの関心が高まる中、幼稚園・保育園で起きる事件のニュースには、プール事故、置き去り、誤嚥、アレルギー、SIDS、感染症、食中毒と枚挙に暇がありません。

特に、子どもを預かる事業者・職員としては、園内で子どもに事故が起きた場合の法的責任については気になるころだと思えます。

園内で子どもが重傷を負えば、警察の捜査対象となることもありますし、刑事責任や民事責任を負う場合もあります。

今では、結果の軽重に関係なく、職員や事業者の責任が厳しく問われる時代になってきています。

### 2. 事業者責任と子どもの安全

園内事故における事業者側の法的責任を基礎付ける事情は、本来果たすべき「注意義務」を怠ったかどうかという点です。

事業者や職員が法的リスクを一切負わず安全に子どもの教育をしようとする、最善の態勢を常に整え、あらゆる危険を避けるという結論になります。木登りは転落の危険があるからさせない、プールは溺れる危険があるからさせないという発想です。

しかし、このような考え方で良いのでしょうか。

以前、複数の保育園や学校で白玉による誤嚥事故が相次いだ時期がありました。餅は誤嚥の危険があるので、現在、餅の白玉をそのまま提供する園はほとんどないと思いますが、他方、経験ある職員からは、季節感を育み、餅の作り方や味わい方を知る大切な行事であると進言されたことがありました。

### 3. 危険をすべて排除することで園児の経験のチャンスを失わないか

新しい幼稚園教育要領では、幼稚園において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育つ

ほしい姿」として、以下が示されています。

(1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

(2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

私が育った愛知県知多半島の保育園の裏には林に覆われた剥き出しの崖があり、毎日、段ボールをお尻に敷いて崖を滑り（落下？）、林を探検しました。このような経験の中で、危険な場所、生き物の特性、遊び方や創意工夫、友人との連携を培いました。

法律論で割り切れれば、このような危険な遊びは、直ちに全面禁止すべきでしょう。

### 4. 幼稚園事業者の悩みの中で子どもは育つ

安易に、安全だけを選択すれば済むという問題ではないと思います。

誤嚥事故ひとつとっても、様々な原因を考慮した対策が考えられます。誤嚥事故の遠因となる、歯の生え揃い・咀嚼力・嚥下力など成長への配慮、噛まずに飲み込む・ほおぼり過ぎる・水を飲まない特性の把握、眠気の確認、はしゃがずに食べる指導、素材の固さ・粘り・大きさの工夫が考えられます。

やるか止めるかという二者択一ではなく、多方面からのアプローチが可能ということも多いです。

我々は、安易に選択することなく、常に現場の中で勉強を続け、智恵を絞り、工夫を重ねていく必要があります。その悩みの中で初めて子どもたちは安全かつ豊かに育っていくのだと思います。

（園内トラブルへの対応は、拙著「Q&A 保育所・幼稚園のための法律相談所～現場からの56の相談に顧問弁護士がわかりやすく答えました～」に詳しく解説しています。）